

千葉県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる
応急仮設住宅の取り扱い実施要綱

船橋市

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が、東日本大震災に係る災害救助法に基づく応急仮設住宅として借上げる船橋市内の民間賃貸住宅（以下「借上げ住宅」という。）を千葉県外からの避難者に提供するために必要な事項を定めるものとする。

(船橋市の役割)

第2条 船橋市は、借上げ住宅の提供に関し、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上げ住宅の申込みに関すること。
- (2) 借上げ住宅の入居許可に関すること。
- (3) 借上げ住宅の貸主との契約に関すること。
- (4) 借上げ住宅の家賃等の支払いに関すること。
- (5) 借上げ住宅に係る仲介手数料の支払いに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、借上げ住宅の貸主、宅建業者、関係団体等との調整に関すること。

(借上げ住宅への入居者の要件)

第3条 借上げ住宅に入居できる世帯は、東日本大震災（平成23年3月11日（以下「震災日」という。）に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法が適用された千葉県外の市町村（以下「適用市町村」という。）に居住していた者で震災日以後千葉県内に避難をしてきたものの属する世帯のうち、同法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与を受けることができるもの（福島県の適用市町村から震災日以後千葉県内に避難をしてきた者の属する世帯にあつては、震災日に当該適用市町村に居住していた世帯）とする。

(対象となる民間賃貸住宅)

第4条 借上げ住宅の対象となる民間賃貸住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該民間賃貸住宅が、前条の規定に該当する世帯（以下「対象世帯」という。）に係る応急仮設住宅として使用されることについて、その貸主から同意を得ているものであること。
- (2) 当該民間賃貸住宅が、貸主と船橋市との間において賃貸借契約が締結された上で対象世帯へ提供されるものであること。
- (3) 当該民間賃貸住宅に係る礼金又は更新手数料（これに準ずるものを含む。）を徴収するものでないこと。

- (4) 当該民間賃貸住宅の家賃が、1箇月当たり7万円（対象世帯が5名以上である場合にあっては、10万円）を超えないものであること。
- (5) 当該民間賃貸住宅に係る仲介業者に支払うべき手数料が、1箇月当たりの家賃に0.54を乗じて得た額以下であること。
- (6) 当該民間賃貸住宅の敷金が、その1箇月当たりの家賃と同額以下であり、かつ、その用途が、当該対象世帯が退去した場合における当該民間賃貸住宅の当該対象世帯の責に帰すべき事由による損傷又は汚損に係る修繕に要する費用に充てられるものであること。
- (7) 当該民間賃貸住宅にエアコン、コンロ、照明器具及び給湯器が設置されていること。
- (8) 共益費用が実費相当額であること。

（費用負担）

第5条 借上げ住宅に係る費用負担は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める者の負担とする。

- (1) 家賃、仲介手数料、敷金及び共益費（共益費にあっては、その実費相当分に限る。）については、船橋市長の負担とする。
- (2) 光熱水費、家財保険料、駐車場料、自治会費等前号の費用以外の費用については、対象世帯の負担とする。

（対象世帯が既に千葉県内において民間賃貸住宅に居住している場合における取扱い）

第6条 この要綱が効力を生ずる日前に、船橋市長が対象世帯に該当する世帯に対し第4条各号（第7号を除く。）のいずれにも該当する民間賃貸住宅を提供している場合においては、船橋市長は、当該世帯の申し出により、当該民間賃貸住宅を借上げ住宅とすることができる。

- 2 この要綱が効力を生ずる日前に、対象世帯が第4条各号（第7号を除く。）のいずれにも該当する民間賃貸住宅に入居している場合においては、船橋市長は、入居者の申し出により、当該民間賃貸住宅を借上げ住宅とすることができる。
- 3 前条の規定は、前各項の場合について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「費用負担」とあるのは、「この要綱に基づき応急仮設住宅とすることとした日以後に発生した費用負担」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、福島県の適用市町村から震災日以後千葉県内に避難をしてきた対象世帯に対して前項の規定を適用する場合における当該民間賃貸住宅に係る契約に要した費用の負担については、国と福島県との協議によるものとする。この場合において、船橋市長は、当該対象世帯の世帯主

に対し、当該賃貸住宅に係る契約書、敷金、礼金、家賃等当該賃貸住宅に係る費用の領収書を保管しておくよう周知しなければならない。

(入居者の募集等)

第7条 借上げ住宅の入居者の募集、入居の許可等について必要な事項は、「千葉県外からの避難者に提供する借上げ民間賃貸住宅入居者募集等要領」に定めるところによる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。